

「令和8年度山形県訪問介護事業所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱」に係る新旧対照表

新	旧
<p>令和8年度山形県訪問介護事業所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的及び交付)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助事業者は以下の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に事業所を有している法人であり、かつ、現に自らが介護サービスを提供していないこと。</p> <p>(2) 過去に介護サービス事業所等での従事経験があり、介護保険制度を熟知した専任職員を少なくとも1名配置できる体制を有すること。<u>ただし、本県から委託を受けて行う業務であり、かつ当該委託業務の従事が本補助事業の遂行に支障を及ぼさないと認められる場合は、当該委託事業と本補助事業の兼務を可能とする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までに係る事業に要する経費とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>令和7年度山形県訪問介護事業所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的及び交付)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助事業者は以下の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に事業所を有している法人であり、かつ、現に自らが介護サービスを提供していないこと。</p> <p>(2) 過去に介護サービス事業所等での従事経験があり、介護保険制度を熟知した専任職員を少なくとも1名配置できる体制を有すること。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までに係る事業に要する経費とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 (略)</p>

(交付の決定)

第6条 (略)

(交付の条件)

第7条 (略)

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書(規則別記様式第2号)の提出は、令和8年12月1日現在の状況を記載した事業進捗状況調書(別記様式第6号)を添付して、同月10日までに行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、令和9年4月16日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることができる。

2 (略)

3 (略)

(交付の決定の取消)

第11条 (略)

(交付の決定)

第6条 (略)

(交付の条件)

第7条 (略)

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書(規則別記様式第2号)の提出は、令和7年12月1日現在の状況を記載した事業進捗状況調書(別記様式第6号)を添付して、同月10日までにを行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、令和8年4月17日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 (略)

3 (略)

(交付の決定の取消)

第11条 (略)

(補助金の返還)

第12条 (略)

(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和9年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第11条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。

2 (略)

(財産処分の制限)

第14条 (略)

(事業成果の公表)

第15条 (略)

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(補助金の返還)

第12条 (略)

(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和8年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第11条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。

2 (略)

(財産処分の制限)

第14条 (略)

(事業成果の公表)

第15条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

補助対象事業		補助対象経費	補助基準額
区分	内容		
I 経営改善に向けた巡回相談	①主に訪問介護職員が常勤換算で概ね5名以下であり、入所施設が併設されていない訪問介護事業所を訪問し、介護保険制度及び国・県の支援制度を周知 ②各事業所が抱える課題を聞き取り、対応する出前研修の要望を確認	給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	5,000,000円
II 出前研修	I-②により、聞き取りをした課題に対し、改善に向けた研修の実施（課題に応じ、外部講師を招へいあるいは介護生産性向上総合支援センター、外国人介護人材支援センター又は山形県訪問看護総合支援センター等と連携して対応すること。）		
III 地域ごとの集合研修	県内4地域において、課題に即したテーマを設定し、合同研修を実施（優良事例の共有、課題についての意見交換及び職員		

補助対象事業		補助対象経費	補助基準額
区分	内容		
I 経営改善に向けた巡回指導	①主に訪問介護職員が常勤換算で概ね5名以下であり、入所施設が併設されていない訪問介護事業所を訪問し、介護保険制度及び国・県の支援制度を周知 ②各事業所が抱える課題を聞き取り、対応する出前研修の要望を確認	給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	6,000,000円
II 出前研修	I-②により、聞き取りをした課題に対し、改善に向けた研修の実施（課題に応じ、外部講師を招へいあるいは介護生産性向上総合支援センター、外国人介護人材支援センター又は山形県訪問看護協会等と連携して対応すること。）		
III 地域ごとの集合研修	県内4地域において、課題に即したテーマを設定し、合同研修を実施（優良事例の共有、課題についての意見交換及び職員		

	の相互派遣体制についての整備を行うこと。)		
IV 実態調査	全訪問介護事業所に対するアンケート及び追跡調査を実施（アンケート項目は、事前に県と相談すること。）		

(※) I～IVのすべての事業を実施すること。

	の相互派遣体制についての整備を行うこと。)		
IV 実態調査	全訪問介護事業所に対するアンケート及び追跡調査を実施（アンケート項目は、事前に県と相談すること。）		

(※) I～IVのすべての事業を実施すること。